2024年2月1日　発行

アルバックテクノ株式会社

該非判定結果

■本該非判定結果は、2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLP-SA020JH VLP-SA025JH VLP-SA040JH VLP-SA050JH VLP-SA065JH VLP-SA080JH VLP-SA100JH VLP-SA150JH VLP-SA200JH VLP-SA250JH VLP-SA350JH	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLP-SA016KF VLP-SA025KF VLP-SA040KF VLP-SA050KF VLP-SA063KC VLP-SA080KC VLP-SA100KC VLP-SA160KC VLP-SA200KC VLP-SA250KC	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLP-SB016KF VLP-SB025KF VLP-SB040KF VLP-SB050KF VLP-SB063KC VLP-SB080KC VLP-SB100KC VLP-SB160KC VLP-SB200KC VLP-SB250KC	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

アルバックテクノ株式会社

該非判定結果

■本該非判定結果は、2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLP-SB020JH VLP-SB025JH VLP-SB040JH VLP-SB050JH VLP-SB065JH VLP-SB080JH VLP-SB100JH VLP-SB150JH VLP-SB200JH VLP-SB250JH	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLP-SB016CH VLP-SB040CH	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

アルバックテクノ株式会社

該非判定結果

■本該非判定結果は、2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLP-MB016CH VLP-MB040CH VLP-MB063CH VLP-MB100CH VLP-MB160CH	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

アルバックテクノ株式会社

該非判定結果

■本該非判定結果は、2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLB-SA016KF VLB-SA025KF VLB-SA040KF VLB-SA050KF	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLB-SB016KF VLB-SB025KF VLB-SB040KF VLB-SB050KF	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

アルバックテクノ株式会社

該非判定結果

■本該非判定結果は、2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLH-SB020JH VLH-SB025JH VLH-SB040JH VLH-SB050JH VLH-SB065JH VLH-SB080JH VLH-SB100JH VLH-SB150JH	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLH-SB016KF VLH-SB025KF VLH-SB040KF VLH-SB050KF VLH-SB063KC VLH-SB080KC VLH-SB100KC VLH-SB160KC	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

アルバックテクノ株式会社

該非判定結果

■本該非判定結果は、2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLH-SB016CH VLH-SB040CH	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLH-MB016CH VLH-MB040CH VLH-MB063CH VLH-MB100CH VLH-MB160CH	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
リードスイッチ	W8H D-A54 D-A93V	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。